

定 款

株式会社 ケアサービス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ケアサービスと称し、英文では、Care Service Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法による居宅介護支援事業
2. 介護保険法による次の居宅サービス事業
 - ① 訪問介護
 - ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
 - ③ 訪問看護、介護予防訪問看護
 - ④ 通所介護
 - ⑤ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
 - ⑥ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
 - ⑦ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
 - ⑧ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
3. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業
 - ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ② 夜間対応型訪問介護
 - ③ 地域密着型通所介護
 - ④ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
 - ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ⑥ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護
 - ⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護
4. 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業
 - ① 第 1 号通所事業
 - ② 第 1 号訪問事業
 - ③ 第 1 号介護予防支援事業
5. 介護保険法による地域包括支援センター受託運営事業
6. 健康保険法に基づく訪問看護事業
7. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
8. 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
9. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

10. 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業
11. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業
12. サービス付き高齢者向け住宅の経営及び受託運営事業
 - ① 生活サポート受託運営事業
 - ② その他サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理
13. 高齢者・障害者等への生活支援サービス及び介護事業
14. 清掃業、建物保全及び管理サービス業、環境衛生管理業、害虫駆除業、防疫請負事業、園芸サービス業、居宅等における家事援助業務
15. 介護事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業
16. 寝具・衣類等の販売・輸出入及びクリーニング並びに乾燥消毒業
17. 病院、診療所及び医療施設の経営並びに建設等に関するコンサルティング
18. 特別養護老人ホーム、老人保健施設及びカルチャースクール等の施設等の経営並びに建設等に関するコンサルティング
19. 老人向け集合住宅の管理・運営
20. 衣料品、日用品雑貨及び食料品等の物品販売及び輸出入
21. 健康機器、介護用機器及び福祉用具の販売及びレンタル・リース
22. 医薬品・医薬部外品・化粧品等の販売及び輸出入
23. 医療機器・高度医療機器の販売及び貸与
24. 介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の輸出入及びコミッショナ代理
25. 介護関連事業のフランチャイズ経営
26. 健康管理のコンサルティング
27. 弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及び配達
28. 飲食店経営
29. 土木工事業及び建築工事業
30. 内外装工事全般
31. 解体工事業
32. 住宅リフォーム業
33. 産業廃棄物収集運搬業及び附帯する業務の請負
34. 遺品整理、遺品供養及び居室等の清掃・消臭
35. 一般貨物自動車運送、特定貨物自動車運送及び貨物軽自動車運送事業
36. 除菌関連事業
37. 防臭及び抗菌フィルター等の販売特約店業務及び製品施工業務
38. 美容室・理髪店の経営
39. 葬祭業者の斡旋及び紹介
40. 葬祭に関する事業
41. 葬祭関連機器・用品のレンタル・リース
42. 宅地建物取引業務
43. 不動産の売買、賃貸、交換、分譲、管理及びその紹介、仲介又は代理業並びに

コンサルティング業務

44. 建物及び駐車場の管理業務
45. 各種研修、セミナーの開催及びコンサルティング
46. 福祉事業に関する資格（社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等）取得のための研修等開催及びコンサルティング
47. 介護要員の養成、指導及び紹介斡旋
48. 労働者派遣事業
49. 有料職業紹介事業
50. 人事に関する各種代行及びサービスの提供業
51. 採用に関する各種代行及びサービスの提供業
52. 教育関連事業
53. カウンセリングサービスの企画、提供事業
54. 営業に関する各種代行及びサービスの提供事業
55. 求人サイトの企画、運営事業
56. 事務に関する各種代行及びサービスの提供事業
57. リファレンス事業
58. 旅行、スポーツ、催物の企画・運営
59. 損害保険の代理店業
60. 生命保険の募集に関する業務
61. 車両の販売及びリース・レンタル業
62. 情報提供サービス業
63. コンピュータシステムの企画、開発事業
64. 広告代理業
65. 広告及び宣伝の企画、制作事業
66. 各種店舗の企画、運営事業
67. マーケティング業
68. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、16,800,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、その他株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供了したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主に限るものとする。

2 前項の場合、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をも

ってこれを行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締

役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額といずれか高い額とする。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 31 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

- 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
 - 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

- 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の責任免除)

- 第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠

償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第426条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める限度の範囲内で免除することができる。

- 2 当会社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 48 条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

1. この規程の変更は、株主総会の決議による。
2. 平成3年4月30日制定
3. 平成11年7月9日改定
4. 平成12年4月27日改定
5. 平成12年12月22日改定
6. 平成14年6月27日改定
7. 平成15年6月26日改定
8. 平成16年6月28日改定
9. 平成17年6月28日改定
10. 平成18年6月29日改定
11. 平成19年6月27日改定
12. 平成21年6月23日改定
13. 平成22年6月22日改定
14. 平成23年6月24日改定
15. 平成24年6月25日改定
16. 平成25年4月26日会社法第183条第2項、第184条第2項及び
191条に基づき、取締役会の決議によって改定
17. 平成25年6月24日改定
18. 平成26年6月23日改定
19. 平成27年6月22日改定
20. 平成28年6月27日改定
21. 平成29年6月26日改定
22. 平成30年6月26日改定
23. 令和元年6月25日改定
24. 令和2年6月23日改定